

競技研修会細則

第1項 登録と会費

1. 本会の登録は、所定の用紙を用いて毎年3月末日迄に所定の年会費を添え、鎌倉市ゴルフ協会競技研修会（委員長）へ提出する。
 - (1) 入会金 5,000円
 - (2) 年会費 5,000円
 - (3) 競技会参加料 2,000円
2. 退会、休会、除名に関する事項
 - (1) 途中退会の場合には、会費は返さない。
 - (2) 休会の場合は、委員長迄に休会届を提出する。
 - (3) 本会の名誉を毀損し、また規約に反するような行為をしたときは、競技研修委員会において審議し、除名することができる。

第2項 競技会

1. 年間3回以上開催を原則とする。
2. 競技研修会参加申し込み締切日は2週間前とする。
3. 競技研修会のプレーフィーは自己負担とする。
4. 申し込み締切り後の無断欠席、または競技終了後のミーティングに届け出なく欠席した場合はペナルティーを課す。
5. その他必要事項は、その都度役員会にて決定する。

附則1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

附則2 第1項1(1)年会費を平成13年3月に3,000円から5,000円に改定